

AIネットワーク社会推進会議(第24回)

AIガバナンス検討会(第20回)

合同会議

議事概要

1. 日時

令和5年6月28日(水)16:30～18:00

2. 場所

オンライン開催

3. 出席者

(1) 構成員

【AIネットワーク社会推進会議】

須藤議長、平野副議長、岩本構成員、内川構成員(代理出席)、遠藤構成員、大田構成員、大橋構成員、大屋構成員、喜連川幹事、木村構成員、小塚構成員、近藤構成員、斉藤構成員、実積構成員、新保構成員、鈴木(晶)幹事、田丸構成員、中川幹事、長田構成員、西田幹事、林構成員、福田構成員、松尾構成員、武藤構成員、村上構成員、山川構成員

【AIガバナンス検討会(平野座長含めAIネットワーク社会推進会議構成員を除く。)】

荒堀構成員、江間構成員、島村構成員、落合構成員、河島構成員、喜多構成員、三部構成員、高木構成員、武田構成員、森本構成員

(2) オブザーバー

消費者庁、個人情報保護委員会、文部科学省、経済産業省、情報通信研究機構、科学技術振興機構社会技術研究開発センター、産業技術総合研究所

(3) 総務省

竹内総務審議官、吉田総務審議官、今川官房長、鈴木総括審議官、田原国際戦略局長、飯田国際戦略局情報通信国際戦略特別交渉官、竹村総合通信基盤局長、山内サイバーセキュリティ統括官、植村官房審議官、内藤官房審議官、山碕官房審議官、藤野情報流通行政局郵政行政部長、山野情報流通行政局情報通信政策課長、高村情報流通行政局参事官 他

#### 4. 配布資料

資料 1: G7 デジタル・技術大臣会合/G7 広島サミット

資料2-1: AI に関する新たな検討体制 (AI 戦略会議)

資料2-2: AI に関する暫定的な論点整理 (要旨)

資料2-3: AI に関する暫定的な論点整理

資料2-4: AI 戦略チーム 構成員名簿

資料3-1: 新 AI ガイドラインの策定について ※構成員限り

資料3-2: 新 AI ガイドラインスケルトン ※構成員限り

参考1: AI ネットワーク社会推進会議・AI ガバナンス検討会構成員名簿

参考2-1: OECD AI に関する理事会勧告 「Recommendation of the Council on Artificial Intelligence」

参考2-1: OECD AI に関する理事会勧告 「Recommendation of the Council on Artificial Intelligence」(仮訳)

参考3-1: CAI AI 条約案ゼロドラフト 「REVISED ZERO DRAFT [FRAMEWORK] CONVENTION ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE, HUMAN RIGHTS, DEMOCRACY AND THE RULE OF LAW」

参考3-2: CAI AI 条約案ゼロドラフト 「REVISED ZERO DRAFT [FRAMEWORK] CONVENTION ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE, HUMAN RIGHTS, DEMOCRACY AND THE RULE OF LAW」(仮訳) ※構成員限り

参考4-1: 欧州委員会 AI 法案 「Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL LAYING DOWN HARMONISED RULES ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE (ARTIFICIAL INTELLIGENCE ACT) AND AMENDING CERTAIN UNION LEGISLATIVE ACTS」

参考4-2: 欧州委員会 AI 法案 「Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL LAYING DOWN HARMONISED RULES ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE (ARTIFICIAL INTELLIGENCE ACT) AND AMENDING CERTAIN UNION LEGISLATIVE ACTS」(仮訳)

参考5-1: 欧州理事会 AI 法案(修正案) 「Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council laying down harmonised rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act) and amending certain Union legislative acts」

参考5-2: 欧州理事会 AI 法案(修正案) 「Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council laying down harmonised rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act) and amending certain Union legislative acts」(仮訳)

参考6: 欧州議会 AI 法案(修正案) 「Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on harmonised rules on Artificial Intelligence (Artificial Intelligence Act) and amending certain Union Legislative Acts」

## 5. 議事概要

### 5-1. 開会

#### (1) 鈴木総括審議官による開会の挨拶

会合の開催に当たり、鈴木総括審議官より挨拶が行われた。

(概要) AIをめぐる国内外の動きは非常に速く、我が国としてこの動きに適時適切に対応するため、このAIネットワーク社会推進会議、そしてAIガバナンス検討会は非常に重要な役割を果たしていくものと考えている。構成員の先生方の引き続きの御指導、御支援をお願い申し上げる。

### 5-2. 議事

#### (1) G7広島サミット/G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合結果

飯田国際戦略局情報通信国際戦略特別交渉官より、資料1に基づき、G7 デジタル・技術大臣会合及び G7 広島サミットの結果について説明が行われた。

#### (2) 国内におけるAIを巡る検討状況(AI戦略会議等について)

事務局より、資料2-1~2-4に基づき、AIに関する政府の活動状況(AI戦略会議等)などについて説明が行われた。

#### (3) AIに関するガイドラインの見直しに向けて

事務局より、資料3-1、3-2に基づき、既存のガイドラインの見直しについて説明が行われた。

#### (4) 今後のAIネットワーク社会推進会議の進め方

事務局より、本会議構成員及び事務局のメーリングリストを作成のうえ、常時開催形式として、ガイドラインの見直しを行うことについて説明が行われた。

#### (5) 意見交換

主な質疑応答等は以下のとおり。

#### 【遠藤構成員】

- ・説明いただいた方向性に基本的に賛同。ガイドラインの一本化は、国内で様々な開発をする上でも非常に有効。
- ・相互運用性は、いわゆるインターオペラビリティの観点で共通物差しが必要ということだと思うが、ガイドライン見直しの過程で議論の対象となるのか。
- ・インターオペラビリティを考えると、ユーザーの観点も含めて、グローバルサウスやAPECなどのグループに対し、どのように日本の取組への理解を求めていくのか。

#### 【高村参事官】

・EUのAI法案は、委員会案、理事会案、議会案と3つあるという状況において、最もイノベーティブな理事会案であっても、認定・認証機関及び第三者認証機関によるハイリスクAIの認証を求めようという旨が書き込まれている。加えて、規格適合性評価証明書登録と、最後はCEマークを貼るようなことまで書かれている状況。欧州のトリログを踏まえ、実際にAI法が出来上がると、EUはこの認証制度を動かすことになると思われるが、このようなことを考えた時、我々がつくるガイドラインがどこまで技術的に詳細部分まで踏み込めるのかという話はあると考えている。もちろん、共通物差しはどこかでは書かなければならないと考えているが、今回、総務省と経産省で議論する全体的なものにどこまで書くのか、というのはまた別の議論だと思っている。

#### 【飯田特別交渉官】

・インターオペラビリティの話について、遠藤構成員の指摘のとおりで、G7だけで合意していてもあまり効果的ではないため、当然広げていくことを考えている。恐らく広げていく場としては、G7からOECD、あるいはGPAI、さらにはASEAN等との協力やグローバルサウス等へのアプローチ。このためには、例えば、秋に開催される国連のインターネット・ガバナンス・フォーラムなど、色々な場を活用していくことになると考えている。その中でも、民主主義的な価値を共有している国から、まず優先的に理解を得ていくということになると思う。

#### 【遠藤構成員】

・やはり、共通物差しがなければインターオペラブルにならないと思うので、ぜひ共通物差しが必要であること、また、その可能性を互いにつくる努力をすることを明示していただきたいと思う。

#### 【須藤議長】

・私と飯田国際戦略局情報通信国際特別交渉官が共にOECDの会議に出席した際、インターオペラビリティに関連する技術競争についてグーグルからプレゼンテーションがあった。OECDやISOなど第三者機関を有効に使い、そのようなところを動員しグローバルな協力の下でやるべきという意見があり、多くの出席者から「いい発言だ」というコメントが出ていた。日本も積極的に発言していくべきであり、NECも重要な役割を担っていると認識しているところ、今後ともよろしく願いたい。

#### 【実積構成員】

・見直しを行うガイドラインについては、G7全体で1つのをまとめるため日本提案として出すのか、それとも日本独自のものとして打ち出すものなのか。

#### 【高村参事官】

・まず、我々の理解としてはG7で合意する一番大きな事柄は理念的なものになると思っている。そ

の部分で議論するにあたっては、実装のイメージがないと議論しづらからうということもあるため、日本が実装するとしたらこのような形であると示すものが、ガイドラインになると考えている。

- 一方、我々はハードローを捨てたわけではなく、資料2-2の暫定的な論点整理にも既存の法制度で足りない部分については措置を行う旨が書いてあるように、強制基準を入れることについて放棄したわけではない。
- いずれにしても、まず、広島AIプロセスで合意されるG7合意、その次に先進資本主義国家合意としての閣僚理事会合意となるOECD原則の改定、最後に、一番下に日本の実装としてのガイドラインが存在するような形になると認識している。少なくとも我々がつくるガイドラインは、その上位の2つとはハーモナイズしているけれども、例えばアメリカ、もしくはヨーロッパのものとは若干違ったものになる可能性は当然あると考えている。

#### 【実積構成員】

- GPAIやOECDの議論で思うのが、日本の意見は1票にしかないということ。G7であれば、フランスとドイツとイタリアは賛否まとまって動いており、加えてEUが入ると実質4票が動いているようなこともある。G7での原則の中にハーモナイズさせることを考えているのであれば、年内のうちに各国に対して理解を求めるといふか、あるいは途中の議論の中で、先方の専門家と議論する場を設けてはどうか。
- メーリングリスト活用について、予算の問題もあるかもしれないが、違うツール活用も検討いただければ。

#### 【須藤議長】

- 実積構成員におかれては、GPAIに尽力いただいているところ、国際的な会議体もうまく使うべきだろうと思う。そのことを十分頭に入れて、ガイドラインの作成もやらないといけないだろう。

#### 【中川構成員】

- 色々と議論されている中身について、ChatGPTのようなものを意識し過ぎている傾向にあると思っている。ChatGPTはあくまでも一つの例に過ぎない。現状としては、ChatGPTが使っているような汎用LLMはインフラとして使うとしても、その後にファインチューニングや、あるいはプロトエンジニアリング等で、外づけて様々なものが出てくるような状況になる。そうすると、それを使うのは企業内であったりすることも十分考えられるが、企業内で使った結果が外に出ていくときに、コンフリクトを外部との間で起こしてしまうなど、そのような社会的要因のつくりつけというものが、AI戦略会議の論点整理にもあまり書かれていない。その辺りをしっかり議論しなければ絵に描いた餅になってしまう。生成AIという言葉だけで議論しては自己満足に陥りがちで、現実的に企業間、個人と企業間、色々なステークホルダーをどうするかということを考えないといけない。著作権でも何でも、外との影響、社会的な影響、契約、法律、色々な要因が入ってくるため、そこを入れたような形のガイドラインないしは、アイデアを出していないといけない。そのような議論が必要

ではないかと思う。

#### 【落合構成員】

- メーリングリストの活用について、SlackやTeamsなどの手法も検討をいただければ。
- 統合してガイドラインをつくるにあたり、経済産業省のガイドラインは企業の自己点検はどのようにすればよいのか、ということが書かれていると思う。一方、本会議で議論してきたものは、実務的に落とし込むというよりは、フラットに広く、リスク等に対応すべきことをまとめていたかと思う。両方の視点があるということ自体は有益だと考えており、国際との整合性も見ながら、両方のよい点が1つのガイドラインになったときにも生かせるような形になればと思う。
- AI 関係者分類の検討に関して、特にデータ提供者については、生成AIだけではなく、従来型のものについても対象に含められる必要があると思う。主体ごとに定めていく方針は維持しつつも、複数の主体にまたがる機能を有する場合には、関連する箇所をそれぞれ見てもらうような注釈をつけながら、機能ごとに議論していける余地を残しておいたほうがいいのではないかな。

#### 【林構成員】

- AIに関するガイドラインあるいは論点整理について、著作権をはじめAI利活用による権利侵害のリスクが挙げられていたかと思うが、その法的なエンフォースメントの点も重要だと考えている。知的財産権というのは、営業秘密を除いて、特に特許については基本的に属地主義であるが、AIネットワークの空間においては、リアルな空間での伝統的で属地的な管轄権の概念というのが意味をなすとは限らないように思われる。については、論点整理においても、AIの文脈における管轄権など、そういった法的なエンフォースメントの範囲、その概念を明確にして、あるいは発展させて、伝統的な属地主義の原則をもっと臨機応変に、あるいは柔軟に考えて、各国間の連携や協調を一層進めるべきだと考えている。少なくとも権利侵害に対するエンフォースメントあるいは法的救済の観点も、何かガイドラインをつくるということであれば、その実効性という点で重要な点の一つであるように思う。

#### 【山川構成員】

- 生成AIという視点は狭いように思う。生成AI、ChatGPTなどにAuto-GPTという形で自律性を組み合わせて出しており、以前から議論になっている自立性の話も今後入ってくると思うので、その発展を見ていく必要があると思う。
- 日本としての動きをいかに出していくかは非常に大事なポイントだと思う。欧米は人間中心主義という点が非常に強く出てしまうのに対し、AIと人間が共生していく価値観や文化的背景は日本特有でもあるので、日本はAIと共生していくことを、技術的・文化的にも未来の在り方として上手く発信できることが大事だと考える。
- 将来的にAGI(Artificial general intelligence:汎用人工知能)が作られてしまうようなリスクもケアすべきと考えており、今回のドキュメントの中には書かれていなかったように思う。そのようなものが域

外で作られてしまうことについて、どのように国際的に対応していくべきか議論しているものをご存じの方がいればお教えいただきたい。

#### 【小塚構成員】

- ・活用ガイドラインを作成した際、利用者については色々と議論を行い、最終的にいわゆる事業者の利用者までとし、エンドユーザーはガイドラインの対象にしないという整理であった。最近、例えば学校で ChatGPTをどう使うかのような話は、まさにエンドユーザーが表面に出てきているということであり、議論のフェーズが変わってきているのではないかと指摘したい。
- ・学習素材について、著作権や肖像権など色々なことを言われているが、学習プロセスが結局、日本から逃げ出してしまうようなことは本末転倒だと考えている。例えば著作権自体は強く言えば禁止権であるが、制度的に対価請求権のような形で収める方法がないかと自身でも考えているところであり、この点検討いただきたい。

#### 【森本構成員】

- ・全体の方向性について、AIの進歩のスピードが速いということで、リスクに注目したところに賛同。狭い分野にとどまらずに、アルゴリズムのみならず、データ、ガバナンス、全体のプロセスに関する議論をもう少し深める必要があると思う。
- ・知財権やデータ利用に関して、自身の権利が取られてしまうリスクをイメージしがちであるが、ほとんどのAI上で利用されているデータは海外のデータであり、日本の情報ではない。については、情報を取られるようなリスクよりも、過度な規制により AI 自体が使えなくなるリスクのほうが損得勘定の観点でいえば、はるかに大きいと思われる。

#### 【高村参事官】

- ・中川構成員の話について、あくまで個人的な考えだが、基本的に今回のガイドラインで書くべきものは、提供する人、作る人、使う人が、社会あるいは個人に対してどのような責務を負っており、それを踏まえ、このようなことをしないといけないよね、ということかと考えている。これは、落合構成員の話と関連してくるが、リスクヘッジとメリットを明示することについて総務省側でつくってきたところであり、経済産業省のガイドラインと統合する最大のメリットとして、それをきちんとアセスメントして運用するためにどうしたらよいのかということまで含めて書けることだと考えている。
- ・林構成員、小塚構成員の知財の話については、基本的に知財本部で別途議論する形になっている。日本の場合、現在、著作権法30条の4で、AI学習については著作権の権利制限の範囲となっているが、無条件に権利制限してよいのか、また著作権者の利益を著しく侵害する場合は何を指すのか、特許権をどうするのかということも含め議論しようということで、知財本部のほうで検討を行っている状況であるため、そちらの議論にまずは委ねたいと思っている。ただ、小塚構成員から指摘のあった対価請求権で収まらないかという話については、対価請求権を認めてしまうと権利制限ではなくなるため、恐らくそれは1回横に置かれる議論ではないかと思われる。

- ・森本構成員の指摘はおっしゃるとおりで、日本で色々規制したとしても、恐らく、外国でそのようなものが出てくると、シャドーITとかダークウェブではないが、そのようなことが当然起こってくるため、最後はエンドユーザーを縛る、コンシューマを縛るということをやらない限り、そこに実効性がなくなるのは目に見えているため、十分留意しながらやっていければと考えている。
- ・山川構成員からいただいた話については、まず我々が今どうするのかということをつくりたいと考えている。先のことを考え過ぎることにより、どうすればよいか悩むよりは、まず、今、パブリッシュできるものをとにかく突貫工事で作るということをやらせていただきたい。恐らく、最初に出来上がるもの、年内に出来上がるものは、「いや、これじゃ駄目だから、引き続き議論しようよ」というものしかできないとは思いますが、まずはそれをつくるんだというのを第1目標で進めさせていただければと考えている。

#### 【飯田特別交渉官】

- ・生成AIに特化し過ぎているという点について、我々も生成AIはAIの一種でしかないという理解はしているところであるが、首脳から下りてきている宿題がまず生成AIについてG7の共通ポジションということであり、ここを中心に議論せざるを得ないというところ。議論を進めて行くなかで、生成AIと従来のAIでどこが違い、どこが同じなのかという話に当然なってくると思う。そのこの全体の話はG7の限られた時間の中でできるかという、全部はこなせないだろうと思うので、OECDの場の議論の方にまた戻っていくのではないかなと思っている。この辺りについては取り組みながら考えていき、その都度ご相談し、ご指導いただきながらやっていきたいと思っている。

### 5-3. 閉会

#### 【平野座長】

- ・これから、よいガイドラインを作っていくために皆様の協力を引き続き賜れば幸い。以前、我々が本会議で色々な話合いを始めたときからまだ数年ではあるが、非常に技術の進歩が速いということで、様々な問題も存在するため、引き続き検討していく必要があると思う。

#### 【須藤議長】

- ・メーリングリストの活用を含め、多くのコメントが寄せられたところであるが、とにかく今動かなければならず、非常に時間が切迫していることもあり、次々にアジェンダを満たしていかないとけないという状況にあるので、ご協力のほどお願いしたい。
- ・構成員の皆様におかれては、これから色々な疑問点、意見があれば事務局または構成員メンバー全員に対して、積極的に発言をいただければ。今後ともよろしく願います。

以上